

村税・保険料・使用料の納付は口座振替をご利用ください

税・保険料・使用料の納付には、安全！便利！確実！な口座振替をおすすめします。

安全…現金をお手元に用意する必要がありません。**便利**…納付に出かける手間がありません。**確実**…うっかり納め忘れることがありません。

役場会計課・金融機関等へ納付に行かなくても、定められた納期ごとに、自動的にご指定の金融機関の口座から振替納付されるのが口座振替制度です。通常は、一度お申し込みいただくと翌年度以降も継続されます。

ご利用できる村税・保険料・使用料の種類	口座振替日(末日)												担当課
	※振替日が土曜日・日曜日・祝日などの金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
村民税(普通徴収)			1期		2期		3期			4期			住民税務課
固定資産税		1期		2期					3期		4期		
軽自動車税		全期											
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	
介護保険料(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	
後期高齢者医療保険料(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
保育料													保健福祉課
簡易水道使用料	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分	1 月 分	2 月 分	3 月 分	建設課
農業集落排水使用料													
漁業集落排水使用料													
住宅使用料													

ご利用できる金融機関は、**ゆうちょ銀行・奄美信用組合**です。以下の書類等をご持参の上、取扱金融機関の窓口へ直接お申し込みください。
(○納税通知書・納付書等 ○通帳 ○金融機関届出印)

残高不足などの理由で口座振替ができなかった場合は、担当課から「納付書」を送付しますので、お近くの金融機関または役場会計課で直接お納めください。(再振替は行いません。)

お問い合わせ先 宇検村役場 0997-67-2211